

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 秋田県秋田市新屋鳥木町1番82-2号

氏名 豊興産株式会社 代表取締役 石黒 慎

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 2年 2月 7日

許可の有効年月日 令和 9年 2月 6日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 2月 7日 当初許可

平成 4年 10月 19日 変更届出書受理（代表者を石黒和男から変更したこと。）

平成 6年 1月 14日 変更届出書受理（本店所在地を秋田県秋田市新屋扇町86番15号から変更したこと。）

平成 7年 2月 7日 更新許可

平成 12年 2月 7日 更新許可

平成 17年 2月 6日 変更届出書受理（産業廃棄物の種類から燃え殻、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ばいじんを削除したこと。）

平成 17年 2月 7日 更新許可

平成 22年 2月 7日 更新許可

平成 27年 2月 7日 更新許可

平成 29年 10月 26日 変更届出書受理（本店所在地を秋田県秋田市新屋扇町12番49号

（以下、裏面記載）

から変更したこと。)

令和 元年 12月 10日 変更届出書受理 (代表者を石黒望から変更したこと。)

令和 2年 2月 7日 更新許可 (優良認定)

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白